



2026 年 10 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 Ridge-i
代表者名 代表取締役社長 柳原 尚史
(コード番号 5572 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部長 中井 努
(TEL 03-4214-8558)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026 年 11 月 25 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 12,664 株
(3) 発行価額	1 株につき 3,110 円
(4) 発行総額	39,385,040 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名 11,058 株 当社の監査等委員である取締役 3 名 1,606 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 9 月 17 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを、また監査等委員である取締役（以下、監査等委員でない取締役と併せて「対象取締役」といいます）についても、株主の皆様との価値共有意識を醸成するとともに、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを、それぞれ目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、当社は、本日開催の第 11 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式付与のために、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、年額 35 百万円以内（うち、社外取締役 3 百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、監査等委員である取締役に対しては、年額 5 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

付与対象者は、当社の取締役会決議（監査等委員である取締役に対する支給については、当社の監査等委員である取締役の協議により決定）に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により当社が当社の対象取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については年 15,000 株以内（うち社外取締役 1,200 株以内）、監査等委員である取締役については年 2,000 株以内（ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、上記の普通株式 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、概要、①付与対象者は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、報酬委員会の諮問を踏まえたうえで、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社取締役会（監査等委員である取締役に対する支給については、当社の監査等委員である取締役の協議により決定）において、付与対象者に、金銭報酬債権合計 39 百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については 34 百万円、監査等委員である取締役については 4 百万円。以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式 12,664 株（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます）については 11,058 株、監査等委員である取締役については 1,606 株）を付与することを決定いたしました。また、本新株発行による希薄化の規模は、2026 年 10 月 27 日現在の発行済株式総数 4,344,440 株に対し 0.29%（小数点以下第 3 位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者 7 名が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本新株式発行において、付与対象者と当社との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

付与対象者は、本割当契約により割り当てられた当社の普通株式（以下「対象株式」という。）について、2026 年 11 月 25 日から、当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

付与対象者が、2026年10月27日から、同日以降最初に到来する当社の定時株主総会終結の時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に付与対象者が死亡その他の正当な理由により退任した場合の取扱い

本役務提供期間中に、付与対象者が死亡その他の正当な理由により当社の取締役の地位から退任した場合には、当該退任の時点まで継続して上記の地位にあったことを条件として、退任の直後の時点をもって、本役務提供期間の開始日を含む月から退任の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（なお、その数が1を超える場合は1とする。）に、対象株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の対象株式につき、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、本割当契約に従って譲渡制限が解除されない対象株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理に関する定め

対象株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、付与対象者がSMBC日興証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、対象株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、付与対象者が保有する対象株式の口座の管理に関連してSMBC日興証券株式会社との間において契約を締結している。また、付与対象者は、当該専用口座の管理の内容につき同意することを前提としている。

(6) 組織再編等における取扱い

①譲渡制限の解除

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の時点において付与対象者の保有に係る対象株式のうち、②に基づいて算出される株数について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、対象株式の譲渡制限を解除する。

②解除株式数

次の(i)(ii)に定めるところに従って計算される数の対象株式の譲渡制限を解除する。

(i) 組織再編等の効力発生日が、本役務提供期間経過後であった場合：対象株式の全部

(ii) 組織再編等の効力発生日が、本役務提供期間中であった場合：本役務提供期間の開始日を含む月から組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（なお、その数が1を超える場合は、1とする。）に、対象株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づき、割当予定先に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。

発行価額につきましては、忖意性を排除した価額とするため、2026 年 10 月 26 日（当社取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である 3,110 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上